

出勤者数の削減に関する実施状況の公表について、関係する経済団体及び企業等に対して周知をお願いするものです。

事務連絡
令和3年5月12日

各都道府県新型コロナウイルス感染症対策御担当 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

出勤者数の削減に関する実施状況の公表について

平素より新型コロナウイルスの感染拡大防止策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

今回、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年5月7日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）にて、「経済団体に対し、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進するよう要請するとともに、公表された情報の幅広い周知について、関連する事業者と連携して取り組む」とされたところです。

「新たな日常」の象徴でもあるテレワーク等については、既に多くの事業者において取り組んでいただいているところですが、こうした事業者の実施状況について、エッセンシャルワーカーに配慮しつつ、定量的な取組内容に加えて、各事業者で工夫されたことなどを幅広く共有することで、好事例の横展開等を図ることができると考えています。

各都道府県におかれましては、これらの趣旨に十分ご留意の上、自ら積極的に取り組むとともに、関係する経済団体及び企業等に対し、留意事項を踏まえ、下記の内容について、周知・働きかけをお願いします。

なお、経済団体及び企業等からの問合せに対しては、各都道府県において対応することとし、必要に応じ、各都道府県から、末尾に示す内閣官房や経済産業省の連絡先に問合せ等を行うことをお願いします。

記

1. 各企業（特に上場企業等の大企業）・団体等は、テレワーク等の実施状況を自社のホ

ホームページ上で積極的に公表する。

2. 各企業・団体等の公表サイト（各社がホームページ上に公開するテレワーク等の実施状況のリンク先）等を、経済産業省が作成した以下のサイト上で登録する（※登録いただいた情報の取扱いは、同サイトをご確認下さい）。

※ 5/18(火)までに登録いただいた情報をまず経済産業省のホームページで公表する予定。その後、追加的に登録いただいた情報は、概ね一週間ごとに更新を行う。

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kanbo-somu/remote-work>

3. 各企業・団体等において、他の企業・団体等の情報も参考にしつつ、出勤者数の削減に取り組む。

留意事項

1. 周知対象は、緊急事態宣言を実施すべき区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域に限らず、これらの措置が実施されていない区域（以下、「その他区域」という。）も含む（「その他区域」については、基本的対処方針にて「事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。」とされていることを踏まえ、これらの取組について公表するものである）。
2. 出勤者数の7割削減の取組については、テレワークだけでなく、休暇取得や各企業・団体等の独自の取組も含まれる。
3. 出勤者数の7割削減の実施状況の公表については、7割削減できたか否かではなく、可能な限り、出勤回避状況を定量的に示す（ただし、算定範囲は、エッセンシャルワーカーに配慮しつつ、その対象の捉え方も含め、それぞれの実情に応じて各企業・団体等が判断し、その旨公表時に補足）こととする。

（公表する定量的な取組内容の例）

- ・テレワーク等の実施目標は全社員の〇%、〇月〇日から〇月〇日の実績は〇%。
- ・全社員のうち、現場作業が必要な社員を除くテレワーク実施可能な社員（全社員の〇%）の出勤者数を〇%削減
- ・〇月〇日から〇月〇日に、事務職〇人中〇人が週当たり〇日実施し、出勤者数を〇%削減
- ・本社で〇%、〇〇支社で〇%、△△事業所で〇%、出勤者数を削減
- ・緊急事態宣言区域及び重点措置区域の事業所で出勤者数を〇%削減、それ以外の区域で〇%削減
- ・テレワーク、ローテーション勤務、休暇を組み合わせ会社全体で、出勤者数を

○%削減

4. また、テレワーク等の推進に向けた具体的な取組や工夫を併せて公表する。

(公表する内容の例)

- ・テレワーク等の推進に向けて、〇〇〇といった取組を実施
- ・テレワーク等の実施により、社内において〇〇〇といった変化
- ・テレワーク等に関して、社内の〇〇を見直すなど工夫したこと

5. 各企業・団体等の公表サイトに公表する様式や更新頻度については任意。

○本事務連絡全般に関する問い合わせ
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）
担当者：阪本、岩熊、多田、八重樫、重友、坂本、山口、石岡

TEL：03-6257-1309

MAIL：g.singatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

○データベース等、公表に関する問い合わせ
経済産業省大臣官房総務課危機管理・災害対策室

担当者：渡辺、水上、北村、高橋、樋口

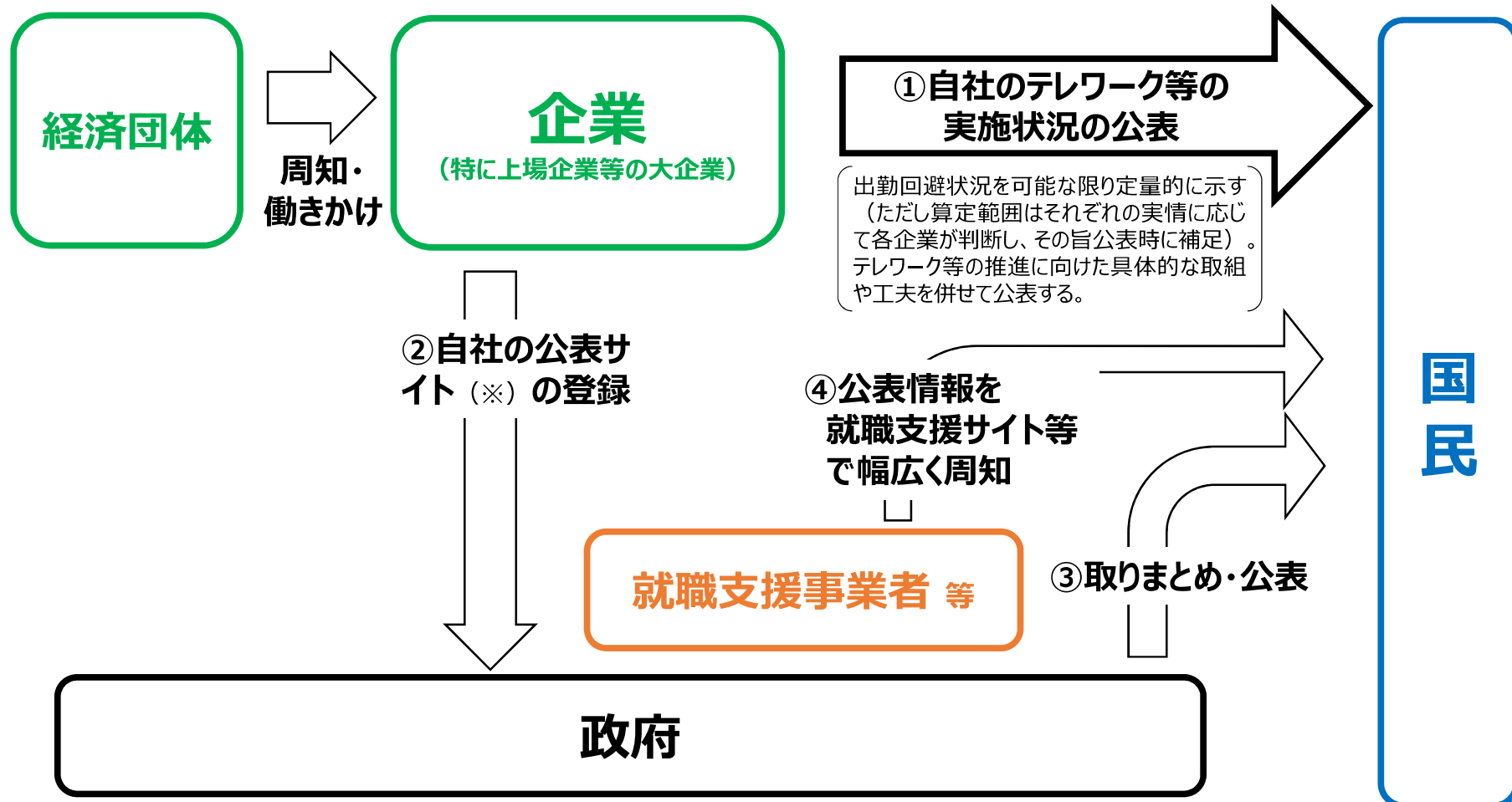
TEL：03-3501-1609

MAIL：kiki-kanri2021@meti.go.jp

テレワーク等実施状況の公表・周知イメージ

基本的対処方針（5月7日政府コロナ本部決定）

「政府は、経済団体に対し、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進するよう要請するとともに、公表された情報の幅広い周知について、関連する事業者と連携して取り組む」



※ 各社がホームページ上に公開するテレワーク等の実施状況のリンク先

令和3年5月14日

関係各位

京都府商工労働観光部長

出勤者数の削減に関する実施状況の公表について

平素より新型コロナウイルス感染拡大防止に御協力いただき、ありがとうございます。

この度、出勤者数の削減に関する実施状況の公表について、別添のとおり内閣官房から通知がありました。

つきましては、貴団体会員企業・事業所の皆様に対して、別添通知を周知いただきますとともに、引き続き感染拡大防止への御協力をお願いいたします。

記

1 テレワーク等の推進による出勤者数の削減及び実施状況の公表

既に多くの事業者においてテレワーク等に取り組んでいただいているところですが、各事業者の実施状況や工夫されたこと等を幅広く共有することで、好事例の横展開を図ることが期待されます。各企業（特に上場企業等の大企業）・団体等は、次の点に御協力願います。

- ①テレワーク等の実施状況（※1）を自社のホームページ上で積極的に公表
- ②①のリンク先を経済産業省が作成したサイト上に登録
<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kanbo-somu/remote-work>
- ③京都府テレワーク推進センター（※2）への優良事例や取組事例の積極的な情報提供（同センターホームページ上で、優良事例を紹介させていただきます。）

※1 別添通知の留意事項から抜粋

3. 出勤者数の7割削減の実施状況の公表については、7割削減できたか否かではなく、可能な限り、出勤回避状況を定量的に示す（ただし、算定範囲は、エッセンシャルワーカーに配慮しつつ、その対象の捉え方も含め、それぞれの実情に応じて各企業・団体等が判断し、その旨公表時に補足）こととする。

（公表する定量的な取組内容の例）

- ・テレワーク等の実施目標は全社員の〇%、〇月〇日から〇月〇日の実績は〇%。
- ・全社員のうち、現場作業が必要な社員を除くテレワーク実施可能な社員（全社員の〇%）の出勤者数を〇%削減
- ・〇月〇日から〇月〇日に、事務職〇人中〇人が週当たり〇日実施し、出勤者数を〇%削減
- ・本社で〇%、〇〇支社で〇%、△△事業所で〇%、出勤者数を削減
- ・緊急事態宣言区域及び重点措置区域の事業所で出勤者数を〇%削減、それ以外の区域で〇%削減
- ・テレワーク、ローテーション勤務、休暇を組み合わせ会社全体で、出勤者数を〇%削減

4. また、テレワーク等の推進に向けた具体的な取組や工夫を併せて公表する。

（公表する内容の例）

- ・テレワーク等の推進に向けて、〇〇〇といった取組を実施
- ・テレワーク等の実施により、社内において〇〇〇といった変化
- ・テレワーク等に関して、社内の〇〇を見直すなど工夫したこと

2 京都府テレワーク推進センターの活用

京都府テレワーク推進センターでは、事業者の皆様のテレワーク導入・定着に関して、専門家による伴走支援を行っています。電話・来所・訪問・オンラインなど最適な方法で御相談に対応しますので、ぜひ御活用ください（無料）。

※2 京都府テレワーク推進センターについて

場 所：京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 番地（京都経済センター3F）
電 話：075-746-5252（平日 9時から 17時） メール：info@kyoto-telework.jp
ホームページ：<https://kyoto-telework.jp/>
業務内容：テレワークに関する相談対応（業務の切り出し、機器の導入、WEB ミーティングの実施方法、セキュリティ、個人情報保護、労務管理、従業員のメンタルヘルスケア、各種補助金の案内 等）
セミナーの開催、各種ツールの体験・展示
府補助金：多様な働き方推進事業費補助金（テレワークコース）
・テレワーク導入経費を補助（機器リース・購入、研修等経費）
・補助率 1/2（小規模企業者 2/3）、補助上限額 50 万円
※ 令和 3 年 12 月 28 日（火）（必着）まで募集中
体 制：IT コーディネーター、社会保険労務士、中小企業診断士、臨床心理士などの専門家を配置（一部要予約）
実 績：R2 年度（9/1～3/31）相談約 3,600 件、テレワーク導入・定着支援約 600 件

産業労働総務課 企画調整係
電話 075-414-4819